

議第 1 号

教育委員会教育長の任命について

本市教育委員会教育長長谷川正二は、令和4年11月30日付けで辞職したため、その後任として次の者を任命いたしたいので議会の同意を求める。

令和4年12月5日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	樋 熊 敏 文	

議第 1 号参考

樋 熊 敏 文 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

### （組織）

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び2人以上の委員をもつて組織することができる。

### （任命）

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

### （任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

議第 2 号

教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員樋熊敏文は、令和4年11月10日付けで辞職したので、その後任委員として次の者を任命いたしたいので議会の同意を求める。

令和4年12月5日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	梅 田 純 子	

議第 2 号参考

梅 田 純 子 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

### （組織）

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び2人以上の委員をもつて組織することができる。

### （任命）

#### 第4条

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

### （任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。

議第 3 号

農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員岡崎洋一は、令和4年5月24日に死亡したので、その後任委員として次の者を任命いたしたいので議会の同意を求める。

令和4年12月5日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	岡 崎 耕一郎	

議第 3 号参考

岡 崎 耕 一 郎 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴



## 農業委員会等に関する法律（抜粋）

### （組織）

第4条 農業委員会は、委員をもつて組織する。

### （委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

5 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者（農業経営基盤強化推進法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

(1) 認定農業者である個人

(2) 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。

7 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

### （委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 委員は、再任されることができる。

三条市農業委員会の委員等の定数に関する条例（抜粋）

（農業委員の定数）

第2条 農業委員の定数は、19人とする。

議第 4 号

三条市個人情報保護法施行条例の制定について

三条市個人情報保護法施行条例を次のように制定するものとする。

令和4年12月5日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

## 三条市個人情報保護法施行条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (開示決定等の期限)

第2条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。

ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関(議会を除く。以下同じ。)及び市が設立した地方独立行政法人(以下「市の機関等」という。)は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

### (開示決定等の期限の特例)

第3条 開示請求に係る保有個人情報(以下「保有個人情報」という。)が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、市の機関等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、法第84条各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

### (費用負担)

第4条 法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項に規定する手数料は、無料とする。

(三条市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第6条 市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、三条市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年三条市条例第12号）に規定する三条市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関等が定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(三条市個人情報保護条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 三条市個人情報保護条例（平成17年三条市条例第11号）
- (2) 三条市情報公開・個人情報保護制度審議会条例（平成17年三条市条例第13号）

(三条市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

3 三条市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。

第1条中「三条市個人情報保護条例（平成17年三条市条例第11号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）」に、「実施機関」を「市の機関及び市が設立した地方独立行政法人（以下「市の機関等」という。）」に改める。

第2条第2号中「三条市個人情報保護条例第30条第1項」を「法第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、同条に次の3号を加える。

- (3) 三条市情報公開条例に基づく情報公開制度の適正かつ円滑な運営について、市長の諮問に応じて審議すること。
- (4) 三条市個人情報保護法施行条例（令和4年三条市条例第 号）第6条の規定による諮問に応じて審議すること。
- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定する特定個人情報保護評価に関する市の機関の諮問に応じて審議すること。

第7条第1項中「実施機関」を「市の機関等」に、「三条市個人情報保護条例第19条第1項、第25条第1項若しくは第28条第1項の決定に係る個人情報」を「法第78条、第94条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）」に改め、同条第2項中「実施機関」を「市の機関等」に改める。

（三条市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

4 次に掲げる者に係る附則第2項の規定による廃止前の三条市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第12条又は第13条第3項の規定による職務上又はその事務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情

報」という。)又は旧個人情報の電子計算機処理等(電子計算機処理又はせん孔業務その他の情報の入力のための準備作業若しくは磁気ディスクの保管をいう。以下同じ。)に関する秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 附則第2項の規定の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第2項の規定の施行前において旧実施機関から委託又は委任(以下「委託等」という。)を受けた旧条例第6条第1項に規定する個人情報取扱事務(以下「旧個人情報取扱事務」という。)に従事している者又は従事していた者

5 附則第2項の規定の施行前に旧条例第14条、第23条又は第27条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において職務上又はその事務に関して知り得た個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)又は旧個人情報の電子計算機処理等に関する秘密を同項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 附則第2項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職にある者に限る。以下同じ。)である者又は附則第2項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第4項第2号に掲げる者

7 前項に規定する者が、職務上又はその事務に関して知り得た旧個人情報情報を附則第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8 附則第2項の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報取扱事務の委託等を受けた法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

9 附則第2項の規定により旧条例がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(三条市情報公開・個人情報保護制度審議会条例の廃止に伴う経過措置)

10 附則第2項の規定による廃止前の三条市情報公開・個人情報保護制度審議会条例(以下「旧審議会条例」という。)第1条に規定する審議会(以下「旧審議会」という。)の委員であった者に係る旧審議会条例第8条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(三条市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正等に伴う経過措置)

11 旧条例第30条の規定により三条市情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問及び旧審議会にされた諮問に係る審議については、附則第3項の規定による改正後の三条市情報公開・個人情報保護審査会条例第1条の規定による審査会にされたものとみなし、旧条例及び旧審議会条例に規定する審議については、なお従前の例による。



## 議第 4 号参考

### 三条市個人情報保護条例

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報（当該個人の特定個人情報を除く。）及び法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員（当該役員の特個人情報を除く。）に関する情報を除く。
- (2) 特定個人情報 個人情報であつて、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含むものをいう。
- (3) 情報提供等記録 番号利用法第 23 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を番号利用法第 26 条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (4) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会並びに市が設立した地方独

立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

(5) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに磁気記録媒体その他これに類するものであって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(6) 職員 本市の職員で地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 1 項に規定する一般職及び特別職並びに市が設立した地方独立行政法人の役員及び職員をいう。

(7) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

（実施機関の責務）

第 3 条 実施機関は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に伴い、個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を保護するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の保護に自ら努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第 2 章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

## 第1節 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）

を開始しようとするときは、あらかじめ次の事項を市長に届け出なければならない。

届け出た事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (4) 個人情報取扱事務の対象者の範囲
- (5) 個人情報取扱事務の記録項目
- (6) 個人情報取扱事務の収集方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定により届け出された事項について、一般の縦覧に供しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、職員又は職員であった者に関する事務については、適用しない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、思想、信条若しくは信教に関する個人情報又は社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに

該当するときは、この限りでない。

(1) 当該個人情報の収集が法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。

(2) 三条市情報公開・個人情報保護制度審議会条例（平成 17 年三条市条例第 13 号）により置かれる三条市情報公開・個人情報保護制度審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報を収集する必要があると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当して収集するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない理由があると認められるとき。

(4) 出版、報道等により公にされているとき。

(5) 他の実施機関から提供を受けるとき。

(6) 所在不明、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く等の事由により、本人から収集できない場合であって、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき。

(7) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのでは、その目的を達成し得ないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いた上で、公務上必要があると実施機関が認めるとき。

（適正な管理）

第 8 条 実施機関は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人

情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講ずるよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内でその保有する個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。
- 3 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当して利用し、又は提供するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
  - (2) 本人の同意があるとき。
  - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない理由があると認められるとき。
  - (4) 同一実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、個人情報を利用し、又は提供することが当該実施機関の所掌事務の遂行に必要かつ不可欠のものであると認められるとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

（特定個人情報の利用及び提供の制限）

第9条の2 実施機関は、個人情報取扱事務以外の目的のために特定個人情報を利用

し、又は番号利用法第 19 条に規定する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務（情報提供等記録を除く。）の目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、実施機関は、特定個人情報に係る本人が死亡している場合であって特に必要があると認めるときは、当該特定個人情報を提供することができる。

（オンライン結合による提供の制限）

第 10 条 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）により、個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、オンライン結合により、個人情報を提供することができる。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるとき。その内容を変更しようとするときも同様とする。

（提供先に対する措置）

第 11 条 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置を講ずることを

求めなければならない。

2 実施機関は、前条第2項の規定に基づきオンライン結合により提供した個人情報の保護が適正に講ぜられず、個人の権利利益を侵害するおそれがあると認めるときは、個人情報の提供を受けたものに対し報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

3 実施機関は、前項の報告又は調査により、オンライン結合により提供した個人情報の保護が適正に講ぜられず、個人の権利利益を侵害していると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、オンライン結合による情報提供の一時停止等個人情報の保護に関し、必要な措置を講ずるものとする。ただし、緊急かつやむを得ないと認めるときは、必要な措置を講じた後、速やかにその内容を審議会に報告しなければならない。

(職員等の義務)

第12条 職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報又は個人情報の電子計算機処理等(電子計算機処理又はせん孔業務その他の情報の入力のための準備作業若しくは磁気ディスクの保管をいう。以下同じ。)に関する秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委託等に伴う措置等)

第13条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託又は委任(以下「委託等」という。)をするときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託等を受けたものは、安全確保の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前項の委託等を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関し知り得た個人情報又は個人情報の電子計算機処理等に関する秘密をみだりに

他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

## 第2節 個人情報の開示等の請求

(個人情報の開示請求)

第14条 何人も、実施機関に対し、その個人情報取扱事務（職員又は職員であった者に関する事務を除く。）に係る公文書に記録されている自己に係る個人情報（磁気記録媒体その他これに類するものに記録されている個人情報にあつては、実施機関において現に使用しているプログラムを用いて検索又は印刷が可能なものに限る。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって開示請求をすることができる。

3 次に掲げる者は、死者を本人とする個人情報を本人に代わって開示請求をすることができる。

(1) 死者の死亡時における配偶者並びに死者の子及び父母

(2) 前号に掲げる者がいない場合は、死者の二親等以内の血族及び死者の死亡時における一親等以内の姻族

(3) 死者の相続人

(開示請求の方法)

第15条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し請求書を提出しなければならない。ただし、実施機関が請求書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は前条第2項若しくは第3項に規定する者であることを証明するために実施機関が定める必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。



(個人情報の開示義務)

第 16 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により本人に開示することができないとされている個人情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する個人情報が含まれる個人情報であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を損なうおそれのあるもの
- (3) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる個人情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を損なうおそれのあるもの
- (4) 指導、相談、選考、試験、診療その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務事業に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務事業又は同種の事務事業の適正な執行に支障が生ずるおそれのあるもの
- (5) 市と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）との間における協議、依頼、委託等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、市と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- (6) 市又は国等が行う事務事業に係る意思形成過程において、市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国等との間における審議、協議、検討、調査、研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、当該事務事業又は同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると認められるもの
- (7) 市又は国等が行う検査、監査、争訟、交渉等の事務事業に関する個人情報で

あって、開示することにより、当該事務事業若しくは同種の事務事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(8) 開示することにより、個人の生命、身体及び財産の保護又は犯罪の予防、捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある個人情報

(個人情報の部分開示)

第 17 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の個人情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(個人情報の存否に関する情報)

第 18 条 開示請求者に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないことができる。

(開示請求に対する決定等)

第 19 条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求があった日から起算して 15 日以内に、当該開示請求に係る個人情報の全部若しくは一部を開示する旨又は全部を開示しない旨(前条の規定により個人情報の存否を明らかにしないとき及び開示請求に係る当該個人情報を保有していないときを含む。)の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を開示請求者に書面により通知しなければならない。ただし、当該決定が開示請求に係る個人情報の全部の開示をする旨の決定であって、当該請求のあった日に個人情報を開示す

るときは、口頭により通知することができる。

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をした場合において、一定の期間の経過により開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を前項の書面に付記するものとする。

4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、延長する期間及び理由を開示請求者に通知しなければならない。

(第三者の意見の聴取等)

第20条 実施機関は、前条第1項の決定をする場合において、当該決定に係る個人情報に開示請求者及び市以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、前項の規定により第三者の意見を聴いた場合において、当該個人情報を開示する旨の決定をしたときは、速やかに、その旨を当該第三者に通知するものとする。

(開示の実施及び方法)

第21条 実施機関は、第19条第1項の規定により個人情報を開示する旨の決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることの確認を実施機関が定める手続により行うものとする。

2 実施機関は、前条第1項の規定により意見を聴かれた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した場合で、実施機関が特に必要と認めるときは、前項の規

定にかかわらず、第 19 条第 1 項の決定をした日と当該個人情報の開示を実施する日との間に相当の期間を置くことができる。

3 個人情報の開示は、当該公文書の当該個人情報に係る部分の閲覧若しくは視聴又は写しの交付により行うものとする。

4 実施機関は、前項の規定により個人情報を開示する場合において、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、同項の規定にかかわらず、当該公文書を複写した物若しくは当該公文書から出力若しくは採録した物の当該個人情報に係る部分を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することができる。

(費用負担)

第 22 条 前条第 3 項又は第 4 項の規定による閲覧又は視聴に係る手数料は、三条市手数料条例（平成 17 年三条市条例第 63 号）の規定にかかわらず、無料とする。

2 前条第 3 項又は第 4 項の規定により写しの交付を受ける者は、その写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(個人情報の訂正等の請求)

第 23 条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報（職員又は職員であった者に関する事務に係るものを除く。）について、事実の誤りがあると認めるときは、当該個人情報の訂正又は削除（以下「訂正等」という。）の請求をすることができる。

2 第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による請求（以下「訂正等の請求」という。）について準用する。

(訂正等の請求の方法)

第 24 条 訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対し請求書を提出しなければならない。

2 訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正等を求める内容が事実  
に合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第 15 条第 2 項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求に対する決定等)

第 25 条 実施機関は、訂正等の請求があったときは、当該請求があった日から起算  
して 30 日以内に訂正等を行うかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を訂正等の請  
求をした者に書面により通知しなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、訂正等の請求に係る個人情報の訂正等をする  
旨の決定をしたときは、当該個人情報を訂正等の上、その内容を同項の書面に記載  
するとともに、必要があると認めるときは、修正等に係る個人情報の提供先（情報  
提供等記録にあつては、内閣総理大臣及び番号利用法第 19 条第 8 号に規定する情  
報照会者若しくは情報提供者又は同条第 9 号に規定する条例事務関係情報照会者  
若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正等に係る情報提供等記録に記載された  
者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を通  
知しなければならない。

4 第 19 条第 4 項の規定は、第 1 項の決定について準用する。

(個人情報の利用停止の請求)

第 26 条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る個人情  
報（職員又は職員であった者に関する事務に係るもの及び情報提供等記録を除く。）  
について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該個人情報の利用の  
停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 第 7 条の規定に違反して収集されたとき、第 8 条第 3 項の規定に違反して保  
有されているとき、第 9 条若しくは第 9 条の 2 の規定に違反して利用されている

とき、又は番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、若しくは番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に特定個人情報が記録されているとき。 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 9 条若しくは第 9 条の 2 又は第 10 条の規定に違反して提供されているとき。 当該個人情報の提供の停止

2 第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による請求（以下「利用停止の請求」という。）について準用する。

(利用停止の請求の方法)

第 27 条 利用停止の請求をしようとする者は、実施機関に対し請求書を提出しなければならない。

2 利用停止の請求をしようとする者は、実施機関に対し、利用停止を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第 15 条第 2 項の規定は、利用停止の請求について準用する。

(利用停止の請求に対する決定等)

第 28 条 実施機関は、利用停止の請求があったときは、当該請求があった日から起算して 30 日以内に利用停止の請求に対する決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を利用停止の請求をした者に書面により通知しなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、利用停止の請求に係る個人情報の利用停止をする旨を決定したときは、当該個人情報を利用停止の上、その内容を同項の書面に記載しなければならない。

4 第 19 条第 4 項の規定は、第 1 項の決定について準用する。

(審査請求)

第 29 条 実施機関がした第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項若しくは前条第 1 項の決定又は開示請求、訂正等の請求若しくは利用停止の請求に係る実施機関の不作為について不服がある者は、当該実施機関に対し、審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

（審査請求に関する手続）

第 30 条 実施機関は、前条第 1 項の規定に基づく審査請求があったときは、当該審査請求が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、三条市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。この場合において、実施機関は、弁明書及び審査請求書の写しを添えてしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示する場合（第三者が当該個人情報の開示について反対の意思を表示した場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る個人情報の訂正等をする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をする場合

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正等の請求をした者及び利用停止の請求をした者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対の意見を表示した第三者  
(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

3 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第31条 実施機関は、第三者が個人情報の開示について反対の意思を表示した場合において、次の各号のいずれかに該当する裁決をするときは、当該裁決の日と当該個人情報の開示を実施する日との間に相当の期間を置くことができる。この場合において、実施機関は、当該裁決後直ちに、第三者に対し、当該裁決の内容及び当該個人情報の開示を実施する日を通知しなければならない。

(1) 開示請求に係る決定(次号において「開示決定」という。)に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(苦情の処理)

第32条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

### 第3章 雑則

(市長の調整)

第33条 市長は、市長以外の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関し、報告を求め、又は助言することができる。

(事業者に対する指導及び助言)



第 34 条 市長は、事業者に対し、個人情報の保護のために適切な措置を講ずるよう指導し、又は助言することができる。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第 35 条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に対して協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体からの協力要請に応ずるものとする。

(他の制度との調整)

第 36 条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報（特定個人情報を除く。この条において同じ。）については、適用しない。

(1) 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査及び同条第 7 項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第 52 条第 1 項に規定する個人情報

(2) 新潟県統計調査条例（昭和 28 年新潟県条例第 38 号）第 2 条第 1 項に規定する県統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(3) 市立図書館その他の施設において、市民の利用に供することを目的として収集し、保有している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報

2 他の法令等（三条市情報公開条例（平成 17 年三条市条例第 10 号）を除く。）の規定により、個人情報の開示、訂正等又は利用停止その他個人情報の取扱いに関する手続の定めがあるときは、その定めによる。

(運用状況の公表)

第 37 条 市長は、毎年 1 回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第 38 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

#### 第4章 罰則

第39条 実施機関の職員（地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の職にある者に限る。以下この章において同じ。）若しくは職員であった者又は実施機関から委託等を受けた個人情報取扱事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、職務上又はその事務に関して知り得た個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）又は個人情報の電子計算処理等に関する秘密を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第40条 前条に規定する者が、職務上又はその事務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第41条 実施機関から個人情報取扱事務の委託等を受けた法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第42条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面若しくは写真又は磁気記録媒体その他これらに類するものを収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第43条 偽りその他不正の手段により、第19条第1項の決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

## 三条市情報公開・個人情報保護制度審議会条例

### (設置)

第1条 三条市情報公開条例（平成17年三条市条例第10号）に基づく情報公開制度及び三条市個人情報保護条例（平成17年三条市条例第11号）に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営（以下「制度の運営」という。）を図るとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）に基づく特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、三条市情報公開・個人情報保護制度審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 三条市個人情報保護条例の規定による実施機関の諮問に応じて審議すること。
- (2) 制度の運営について、市長の諮問に応じて審議すること。
- (3) 番号利用法に規定する特定個人情報保護評価に関する市の機関の諮問に応じて審議すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項を所掌するほか、制度の運営について、市長に意見を申し出ることができる。

### (組織)

第3条 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内で組織する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 三条市情報公開・個人情報保護審査会条例（抜粋）

(設置)

第1条 三条市情報公開条例（平成17年三条市条例第10号）及び三条市個人情報保護条例（平成17年三条市条例第11号）に基づき、審査請求があった場合等に実施機関の諮問に応じて調査審議するため、三条市情報公開・個人情報保護審査会（以

下「審査会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

(2) 三条市個人情報保護条例第30条第1項の規定による諮問に応じて調査審議すること。

(調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、三条市情報公開条例第12条第1項の決定に係る公文書又は三条市個人情報保護条例第19条第1項、第25条第1項若しくは第28条第1項の決定に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該公文書又は個人情報の提示を拒んではならない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員、参加人(利害関係人(審査請求人以外の者であって審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。))であって審査会が審査請求手続の参加を認めたものをいう。以下同じ。)その他関係者(以下「審査関係人」という。)の出席を求めて意見又は説明を聴くこと、審査関係人に対して必要な資料(前項の公文書及び個人情報を除く。)の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

議第 5 号

三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部改正について

三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように制定するものとする。

令和4年12月5日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年三条市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第2条 三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の議会議員報酬条例」という。）第5条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の議会議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて令和4年12月に支給された期末手当は、改正後の議会議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第 5 号参考

三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（抜粋）

（期末手当）

第 5 条

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 162.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。



議第 6 号

三条市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

三条市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年12月5日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(三条市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 三条市特別職の職員の給与に関する条例(平成17年三条市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第2条 三条市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(三条市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 三条市職員の給与に関する条例(平成17年三条市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第16条の5第2項第1号中「100分の92.5」を「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の102.5」に、「100分の112.5」を「6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の45」を「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に、「100分の55」を「6月に支給する場合には100分の55、12月に支給する場合には100分の60」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

一般行政職給料表

ア 再任用職員以外の職員

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100

20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000

43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	

66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200		
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500		
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800		
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000		
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300		
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600		
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800		
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000		
86	244,500	292,400	339,500	378,200			
87	245,100	292,700	340,000	378,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000			

89	246,100	293,400	340,700	379,400			
90	246,600	293,800	341,100	379,900			
91	246,900	294,100	341,600	380,300			
92	247,300	294,500	342,000	380,700			
93	247,600	294,700	342,200	381,000			
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				
111		300,300	349,200				

112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000				
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					
123		303,600					
124		303,900					
125		304,200					

イ 再任用職員

職務の級	一般任用職員 相当1級	一般任用職員 相当2級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
給料月額	167,100	185,200	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考（ア及びイ共通） この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。ただし、第18条に規定する職員を除く。



別表第2（第3条関係）

消防職給料表

ア 再任用職員以外の職員

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600
2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800
3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100
4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300
5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300
6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400
7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600
8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800
9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500
10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700
11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700
12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900
13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700
14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800
15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800
16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900

17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500
18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500
19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400
20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400
21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100
22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200
23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300
24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300
25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000
26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000
27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100
28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200
29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700
30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500
31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200
32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900
33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600
34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100
35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700
36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200
37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500
38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000
39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500

40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000
41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500
42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800
43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100
44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300
45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300
46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000
47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800
48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600
49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100
50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500
51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900
52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200
53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500
54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900
55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200
56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500
57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800
58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100
59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400
60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700
61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000
62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300

63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600
64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900
65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200
66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500
67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800
68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100
69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300
70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600
71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900
72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200
73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400
74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700
75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000
76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300
77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500
78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	
79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	
80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	
81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	
82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	
83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	

86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300		
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600		
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900		
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200		
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600		
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000		
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400		
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700		
94	300,600	324,200	350,600	384,200			
95	301,700	325,600	352,100	384,800			
96	303,000	326,900	353,600	385,300			
97	304,100	328,100	354,900	385,700			
98	305,300	329,400	356,100	386,100			
99	306,500	330,700	357,200	386,700			
100	307,700	332,000	358,400	387,200			
101	308,900	333,400	359,500	387,600			
102	309,900	334,300	360,600	388,100			
103	311,000	335,400	361,700	388,700			
104	312,000	336,600	362,900	389,200			
105	312,800	337,700	364,100	389,500			
106	313,400	338,800	364,600	389,900			
107	314,000	339,800	365,200	390,400			
108	314,700	340,900	365,800	390,700			

109	315,200	342,100	366,400	391,000			
110	315,700	343,100	366,900	391,500			
111	316,200	344,100	367,400	392,000			
112	316,800	345,000	367,900	392,500			
113	317,600	345,900	368,300	392,800			
114	318,300	346,800	368,700	393,300			
115	319,000	347,800	369,300	393,800			
116	319,700	348,800	369,800	394,300			
117	320,300	349,800	370,200	394,600			
118	321,100	350,300	370,700	395,100			
119	321,800	350,900	371,300	395,600			
120	322,600	351,500	371,800	396,100			
121	323,200	351,800	372,000	396,500			
122	323,500	352,200	372,500	397,000			
123	324,000	352,700	373,000	397,400			
124	324,500	353,100	373,400	397,900			
125	324,800	353,500	373,900	398,300			
126		353,900	374,400				
127		354,400	374,900				
128		354,800	375,400				
129		355,200	375,700				
130		355,600	376,200				
131		356,000	376,700				

132		356,400	377,200				
133		356,600	377,500				
134		357,100	378,000				
135		357,500	378,400				
136		357,800	378,800				
137		358,100	379,100				
138		358,500	379,600				
139		359,000	380,100				
140		359,500	380,600				
141		359,800	380,900				
142		360,300					
143		360,800					
144		361,300					
145		361,600					

イ 再任用職員

職務の級	一般任用職員 相当級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	円	円	円	円	円	円	円	円
給料月額	174,500	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800

備考（ア及びイ共通） この表は、三条市消防職員の階級及び職名に関する規則（平成17年三条市規則第162号）第2条に規定する職員に適用する。

第4条 三条市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 16 条の 5 第 2 項第 1 号中「、6 月に支給する場合には 100 分の 92.5、12 月に支給する場合には 100 分の 102.5」を「100 分の 97.5」に、「6 月に支給する場合には 100 分の 112.5、12 月に支給する場合には 100 分の 122.5」を「100 分の 117.5」に改め、同項第 2 号中「、6 月に支給する場合には 100 分の 45、12 月に支給する場合には 100 分の 50」を「100 分の 47.5」に、「6 月に支給する場合には 100 分の 55、12 月に支給する場合には 100 分の 60」を「100 分の 57.5」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条の規定による改正後の三条市職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）別表第 1 及び別表第 2 の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第 1 条の規定による改正後の三条市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）第 4 条第 2 項の規定及び改正後の職員給与条例第 16 条の 5 第 2 項の規定は、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の三条市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和 4 年 12 月に支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。
- 5 改正後の職員給与条例の規定を適用する場合には、第 3 条の規定による改



正前の三条市職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和4年4月1日以降に支給された給与は、改正後の職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

6 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議第 6 号参考

三条市特別職の職員の給与に関する条例（抜粋）

（期末手当）

第 4 条

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 162.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。

三条市職員の給与に関する条例（抜粋）

（勤勉手当）

第 16 条の 5

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 100 分の 92.5（特定管理職員にあっては、100 分の 112.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 45（特定管理職員にあっては、100 分の 55）を乗じて得た額の総額

別表第 1（第 3 条関係）

一般行政職給料表

ア 再任用職員以外の職員

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200

19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300

42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	

65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000		
86	244,200	292,400	339,500	378,200			
87	244,900	292,700	340,000	378,600			

88	245,600	293,100	340,400	379,000			
89	246,100	293,400	340,700	379,400			
90	246,600	293,800	341,100	379,900			
91	246,900	294,100	341,600	380,300			
92	247,300	294,500	342,000	380,700			
93	247,600	294,700	342,200	381,000			
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				

111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						

イ 再任用職員

職務の級	一般任用職員 相当1級	一般任用職員 相当2級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
給料月額	163,100	182,200	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考(ア及びイ共通) この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。



ただし、第18条に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

消防職給料表

ア 再任用職員以外の職員

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	347,600
2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	349,800
3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	352,100
4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	354,300
5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	356,300
6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	358,400
7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	360,600
8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	362,800
9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	364,500
10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	366,700
11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	368,700
12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	370,900
13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	372,700
14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	374,800
15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	376,800

16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	378,900
17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	380,500
18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	382,500
19	203,800	222,300	245,400	277,700	330,900	357,700	384,400
20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	386,400
21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	388,100
22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	390,200
23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	392,300
24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	394,300
25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,100	369,100	396,000
26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	398,000
27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	400,100
28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	402,200
29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	403,700
30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	405,500
31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	407,200
32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	408,900
33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	410,600
34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	412,100
35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	413,700
36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	415,200
37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	416,500
38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	418,000

39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	419,500
40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	421,000
41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	422,500
42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,400	399,300	423,800
43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,500	400,300	425,100
44	246,900	259,500	274,900	319,400	380,500	401,300	426,300
45	248,200	260,100	276,000	321,100	382,200	402,500	427,300
46	249,300	261,200	277,400	323,000	383,900	403,700	428,000
47	250,300	262,300	278,700	324,900	385,500	404,800	428,800
48	251,200	263,400	280,100	326,700	387,200	406,000	429,600
49	252,000	264,200	281,900	328,100	388,600	407,300	430,100
50	253,100	265,400	283,600	329,700	389,600	408,100	430,500
51	254,200	266,400	285,100	331,100	390,600	408,900	430,900
52	255,300	267,500	286,500	332,800	391,600	409,600	431,200
53	255,800	268,700	288,000	334,300	392,900	410,100	431,500
54	257,000	269,500	289,600	336,000	394,000	410,800	431,900
55	257,900	270,900	291,200	337,600	395,100	411,500	432,200
56	259,000	272,100	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500
57	259,900	273,100	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800
58	260,900	274,600	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100
59	261,700	275,800	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400
60	262,700	277,200	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700
61	263,800	278,800	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000

62	264,500	280,400	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300
63	265,600	281,700	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600
64	266,500	283,200	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900
65	267,600	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200
66	268,800	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500
67	269,800	287,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800
68	270,700	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100
69	271,900	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300
70	273,300	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600
71	274,500	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900
72	275,800	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200
73	277,000	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400
74	278,200	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700
75	279,500	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000
76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300
77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500
78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	
79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	
80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	
81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	
82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	

85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300		
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600		
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900		
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200		
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600		
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000		
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400		
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700		
94	300,600	324,200	350,600	384,200			
95	301,700	325,600	352,100	384,800			
96	303,000	326,900	353,600	385,300			
97	304,100	328,100	354,900	385,700			
98	305,300	329,400	356,100	386,100			
99	306,500	330,700	357,200	386,700			
100	307,700	332,000	358,400	387,200			
101	308,900	333,400	359,500	387,600			
102	309,900	334,300	360,600	388,100			
103	311,000	335,400	361,700	388,700			
104	312,000	336,600	362,900	389,200			
105	312,800	337,700	364,100	389,500			
106	313,400	338,800	364,600	389,900			
107	314,000	339,800	365,200	390,400			

108	314,700	340,900	365,800	390,700			
109	315,200	342,100	366,400	391,000			
110	315,700	343,100	366,900	391,500			
111	316,200	344,100	367,400	392,000			
112	316,800	345,000	367,900	392,500			
113	317,600	345,900	368,300	392,800			
114	318,300	346,800	368,700	393,300			
115	319,000	347,800	369,300	393,800			
116	319,700	348,800	369,800	394,300			
117	320,300	349,800	370,200	394,600			
118	321,100	350,300	370,700	395,100			
119	321,800	350,900	371,300	395,600			
120	322,600	351,500	371,800	396,100			
121	323,200	351,800	372,000	396,500			
122	323,500	352,200	372,500	397,000			
123	324,000	352,700	373,000	397,400			
124	324,500	353,100	373,400	397,900			
125	324,800	353,500	373,900	398,300			
126		353,900	374,400				
127		354,400	374,900				
128		354,800	375,400				
129		355,200	375,700				
130		355,600	376,200				

131		356,000	376,700				
132		356,400	377,200				
133		356,600	377,500				
134		357,100	378,000				
135		357,500	378,400				
136		357,800	378,800				
137		358,100	379,100				
138		358,500	379,600				
139		359,000	380,100				
140		359,500	380,600				
141		359,800	380,900				
142		360,300					
143		360,800					
144		361,300					
145		361,600					

イ 再任用職員

職務の級	一般任用職員相当級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	円	円	円	円	円	円	円	円
給料月額	169,900	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800

備考（ア及びイ共通） この表は、三条市消防職員の階級及び職名に関する規則

（平成17年三条市規則第162号）第2条に規定する職員に適用する。

議第 7 号

三条市児童クラブ条例の一部改正について

三条市児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年12月5日提出

三条市長 滝 沢 亮

記



## 三条市児童クラブ条例の一部を改正する条例

三条市児童クラブ条例（平成 17 年三条市条例第 93 号）の一部を次のように改正する。

別表三条市月岡児童クラブの項中「三条市月岡三丁目 15 番 25 号 本成寺公民館月岡分館内」を「三条市月岡一丁目 34 番 1 号 月岡小学校内」に改め、同表三条市つくし児童クラブの項を削る。

## 附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

議第 7 号参考

三条市児童クラブ条例（抜粋）

別表（第2条関係）

名称	位置
三条市上林児童クラブ	三条市栗林 1188 番地 上林小学校内
三条市一ノ木戸児童クラブ	三条市興野一丁目 18 番 1 号 一ノ木戸小学校内
三条市月岡児童クラブ	三条市月岡三丁目 15 番 25 号 本成寺公民館月岡分館内
三条市保内児童クラブ	三条市上保内乙 500 番地 保内小学校内
三条市大崎児童クラブ	三条市東大崎一丁目 14 番 74 号 大崎学園内
三条市裏館児童クラブ	三条市東裏館三丁目 2 番 67 号 裏館小学校内
三条市井栗児童クラブ	三条市西潟 3 番 30 号 井栗小学校内
三条市旭児童クラブ	三条市柳川新田 431 番地 旭小学校内
三条市西鱒田児童クラブ	三条市東鱒田 40 番地 西鱒田小学校内
三条市大島児童クラブ	三条市代官島 2326 番地 大島小学校内
三条市須頃児童クラブ	三条市上須頃 106 番地 須頃小学校内
三条市つくし児童クラブ	三条市月岡一丁目 34 番 1 号 月岡小学校内
三条市嵐南児童クラブ	三条市南四日町一丁目 1 番 1 号 嵐南小学校内
三条市ポプラ児童クラブ	三条市興野一丁目 2 番 30 号
三条市さんさん児童クラブ	三条市東本成寺 2 番 1 号 総合福祉センター内
	三条市島田二丁目 18 番 43 号
三条市さかえ児童クラブ	三条市新堀 2111 番地 農村環境改善センター内
三条市いちい児童クラブ	三条市新堀 1311 番地 栄保健センター内

三条市長沢児童クラブ	三条市笹岡 579 番地 長沢小学校内
三条市飯田児童クラブ	三条市飯田 1000 番地 1 飯田小学校内

議第 8 号

三条市公民館条例の一部改正について

三条市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年12月5日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

## 三条市公民館条例の一部を改正する条例

三条市公民館条例(平成17年三条市条例第177号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表三条市下田公民館森町分館の項を削る。

別表下田公民館森町分館の項を削る。

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第 8 号参考

三条市公民館条例（抜粋）

（分館の設置）

第 3 条 前条の公民館に分館を置く。

2 分館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
三条市中央公民館上林分館	三条市栗林 1197 番地 1
三条市中央公民館保内分館	三条市上保内乙 471 番地
三条市井栗公民館旭分館	三条市柳場新田 1610 番地
三条市本成寺公民館月岡分館	三条市月岡三丁目 15 番 25 号
三条市大島公民館須頃分館	三条市上須頃 868 番地
三条市下田公民館森町分館	三条市庭月 19 番地 2

別表（第 11 条、第 13 条関係）

館別	区分	1 時間当たりの使用料等
中央公民館	和室（東ノ間）	300 円
	和室（中ノ間）	
	和室（西ノ間）	
	工作実習室	400 円
	美術実習室	
	第一会議室	
	第二会議室	
音楽視聴覚室	700 円	

	講義室	
	大集会室	
	大ホール	3,200 円
嵐南公民館	大集会室	1,400 円
	大会議室	300 円
	会議室	
	和室 1	
	和室 2	
	プレールーム	500 円
三条東公民館	多目的ホール 1	1,300 円
	多目的ホール 2	800 円
	会議室	300 円
	和室	
井栗公民館	大集会室	500 円
本成寺公民館	講義室	300 円
大島公民館	和室	200 円
	料理実習室	
下田公民館	多目的ホール	1,000 円
	会議室	400 円
	和室	

中央公民館	会議室	50 円
上林分館	和室	
	料理実習室	
	体育館	
中央公民館	会議室	50 円
保内分館	和室	
井栗公民館	会議室	50 円
旭分館	和室	
	料理実習室	
本成寺公民館	会議室	50 円
月岡分館	和室	
大島公民館	会議室	50 円
須頃分館	和室	
下田公民館	講堂	50 円
森町分館	大集会室	
	会議室	

#### 備考

- 1 使用時間数に1時間に満たない端数時間があるときは、1時間とみなしてこの表を適用する。
- 2 営利又は営業を目的とする使用については、この表の金額の10倍の額の使用料等を徴収する。



議第 9 号

三条市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の  
一部改正について

三条市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように制定するものとする。

令和4年12月5日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

三条市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 17 年三条市条例第 203 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1,346 人」を「1,045 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議第 9 号参考

三条市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（抜粋）

（定員）

第2条 団員の定員は、1,346人とする。

議第 10 号

三条市下田地域交流拠点施設の指定管理者の指定について

三条市下田地域交流拠点施設の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和4年12月5日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

三条市南五百川 16 番地 1

株式会社下田郷開発

代表取締役 滝 沢 亮

2 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議第 11 号

三条市総合運動公園の指定管理者の指定について

三条市総合運動公園の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和4年12月5日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

三条市若宮新田 697 番地 1

株式会社丸富

代表取締役 柴 山 昌 彦

2 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議第 12 号

三条市井栗公民館及び三条市井栗公民館旭分館の指定管理者の指定について

三条市井栗公民館及び三条市井栗公民館旭分館の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和4年12月5日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

三条市鶴田四丁目12番7号

いぐりわかふじコミュニティ

会長 土 田 豊

2 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

三条市栄体育館等 8 施設の指定管理者の指定について

三条市栄体育館等 8 施設の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 12 月 5 日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

三条市栄体育館、三条市大面体育館、三条市下田体育館、ウェルネスしただ、三条市栄野球場、三条市下田野球場、三条市直江テニスコート及び三条市下田郷資料館

2 指定管理者となる団体

三条市新堀 2113 番地

一般社団法人三条市スポーツ協会

会長 中 條 耕太郎

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議第 14 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を次のように認定する。

令和 4 年 12 月 5 日提出

三条市長 滝 沢 亮

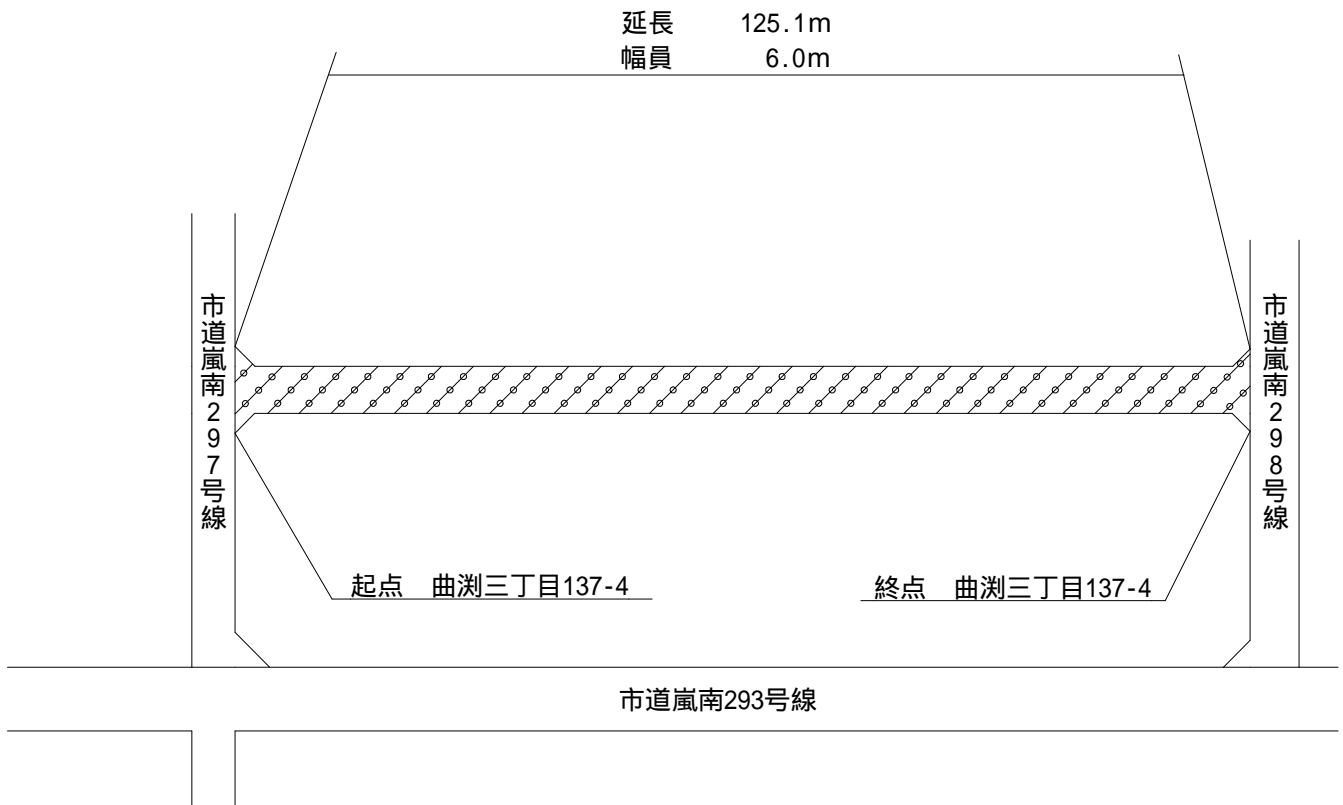
記



認定路線

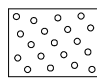
路線番号	路線名	起	点	延長 m	幅員 m	添付図
		終	点			
嵐南446	曲渕446号線	曲渕三丁目137-4		125.1	6.0	1
		曲渕三丁目137-4				
大島261	上須頃261号線	上須頃字大割581-3		108.0	4.0~5.9	2
		上須頃字横道下784-3				
計				233.1		

# 添付図 1 市道曲渚446号線

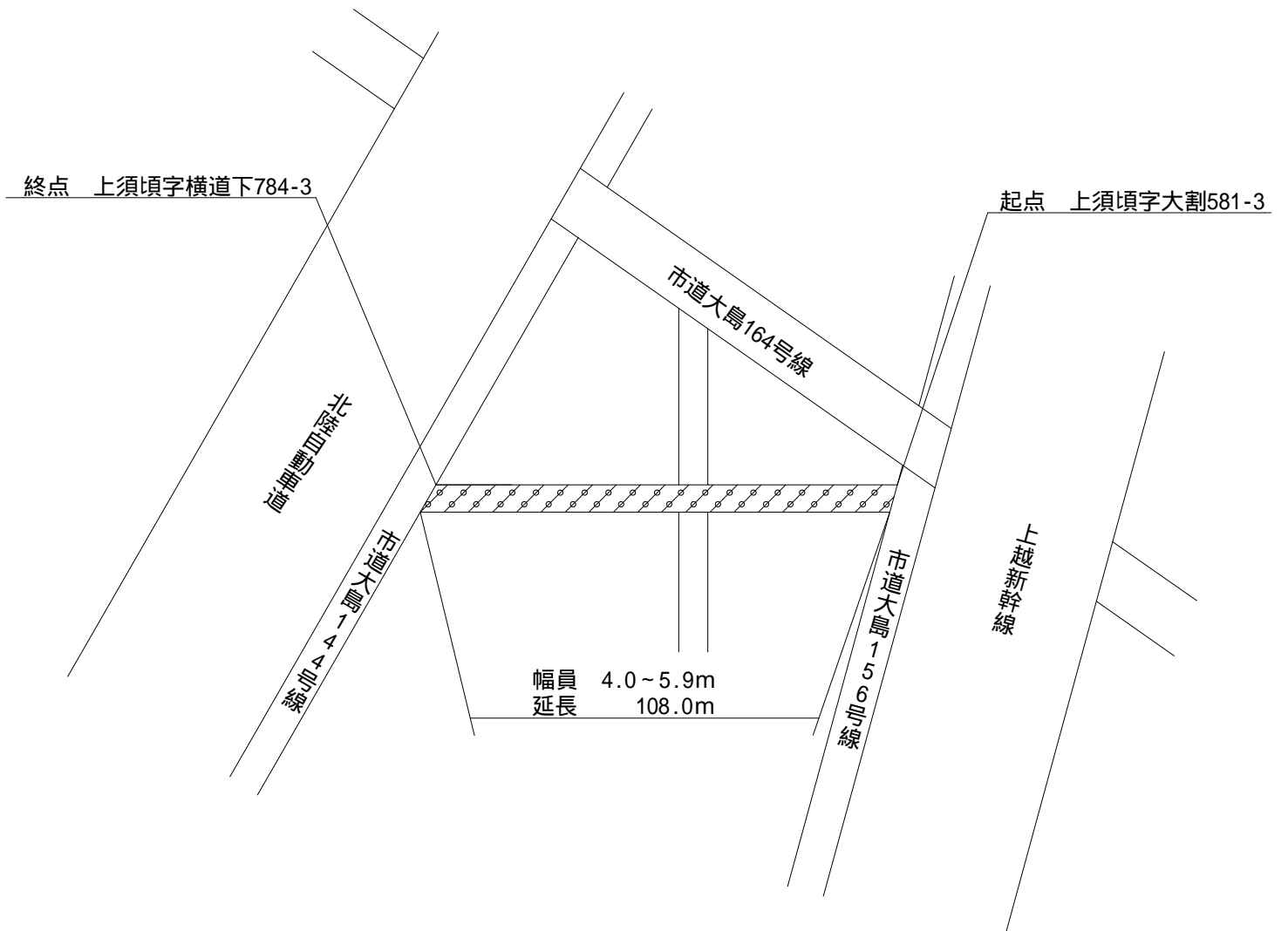



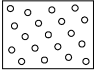
凡例

市道路線に 認定する区間

凡例

舗装済区間

# 添付図2 市道上須頃261号線



凡例	凡例
	
市道路線に 認定する区間	舗装済区間

動産の取得について

次の動産を取得するものとする。

令和4年12月5日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1 動 産 名 | 職員用ノートパソコン                                   |
| 2 動産の規格 | 13.3型モバイルノートパソコン                             |
| 3 取得数量  | 700台   |
| 4 取得金額  | 82,929,000円                                  |
| 5 契 約 者 | 三条市林町二丁目9番26号<br>近藤與助工業株式会社<br>代表取締役 近 藤 雄 介 |

令和4年度三条市一般会計補正予算

令和4年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,133,260千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,793,356千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年12月5日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		千円 250,338	千円 △9,144	千円 241,194
	2 負担金	250,295	△9,144	241,151
14 使用料及び手数料		551,072	△3,996	547,076
	1 使用料	189,381	△3,996	185,385
15 国庫支出金		7,814,161	292,865	8,107,026
	2 国庫補助金	3,192,377	292,865	3,485,242
16 県支出金		3,089,321	991	3,090,312
	2 県補助金	1,052,226	991	1,053,217
17 財産収入		61,055	641	61,696
	1 財産運用収入	61,042	641	61,683
18 寄附金		597,944	1,019,327	1,617,271
	1 寄附金	597,944	1,019,327	1,617,271
19 繰入金		4,740,850	1,823,876	6,564,726
	1 特別会計繰入金	22,134	861	22,995
	2 基金繰入金	4,718,716	1,823,015	6,541,731
21 諸収入		1,568,346	△7,200	1,561,146
	5 雑入	418,009	△7,200	410,809
22 市債		4,430,147	15,900	4,446,047
	1 市債	4,430,147	15,900	4,446,047
歳入合計		49,660,096	3,133,260	52,793,356

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 249,177	千円 △887	千円 248,290
	1 議会費	249,177	△887	248,290
2 総務費		6,669,670	2,645,218	9,314,888
	1 総務管理費	5,931,340	2,619,951	8,551,291
	2 徴税費	368,602	25,267	393,869
3 民生費		15,245,567	68,942	15,314,509
	1 社会福祉費	7,122,719	67,745	7,190,464
	2 児童福祉費	7,185,388	△2,072	7,183,316
	3 生活保護費	929,592	3,269	932,861
4 衛生費		4,760,686	27,839	4,788,525
	1 保健衛生費	3,070,079	2,562	3,072,641
	2 清掃費	1,690,607	25,277	1,715,884
5 労働費		183,453	2,232	185,685
	1 労働諸費	183,453	2,232	185,685
6 農林水産業費		1,006,045	10,906	1,016,951
	1 農業費	937,998	10,733	948,731
	2 林業費	67,448	173	67,621
7 商工費		2,053,063	49,163	2,102,226
	1 商工費	2,053,063	49,163	2,102,226
8 土木費		4,820,288	64,520	4,884,808
	1 土木管理費	489,837	△7,338	482,499
	2 道路橋梁費	1,851,214	48,064	1,899,278
	3 河川費	377,562	726	378,288
	4 都市計画費	1,994,614	22,722	2,017,336
	5 住宅費	107,061	346	107,407

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消防費		千円 1,555,670	千円 6,007	千円 1,561,677
	1 消防費	1,555,670	6,007	1,561,677
10 教育費		3,803,851	259,320	4,063,171
	1 教育総務費	797,206	13,836	811,042
	2 小学校費	518,109	22,154	540,263
	3 中学校費	234,057	5,650	239,707
	4 小中一体校費	335,306	7,873	343,179
	5 幼稚園費	3,223	2,086	5,309
	6 社会教育費	985,007	6,014	991,021
	7 保健体育費	930,943	201,707	1,132,650
歳 出 合 計		49,660,096	3,133,260	52,793,356



## 第2表 繰越明許費補正

### 1 追加

款	項	事業名	金額
			千円
10 教育費	7 保健体育費	学校給食調理場整備事業	22,000

### 第3表 地方債補正

#### 1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
学 校 給 食 調 理 場 整 備 事 業 費	千円  44,200	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融通条件に より、銀行そ 他の場合には 、その債権 者と協定する ものによる。 ただし、財 政その他の都 合により、据 置期間中であ っても繰上償 還をし、償還 期限を短縮 し、又は低利 債に借換えす ることができる。	千円  60,100	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融通条件に より、銀行そ 他の場合には 、その債権 者と協定する ものによる。 ただし、財 政その他の都 合により、据 置期間中であ っても繰上償 還をし、償還 期限を短縮 し、又は低利 債に借換えす ることができる。

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
13 分担金及び負担金	250,338	△9,144	241,194
14 使用料及び手数料	551,072	△3,996	547,076
15 国庫支出金	7,814,161	292,865	8,107,026
16 県支出金	3,089,321	991	3,090,312
17 財産収入	61,055	641	61,696
18 寄附金	597,944	1,019,327	1,617,271
19 繰入金	4,740,850	1,823,876	6,564,726
21 諸収入	1,568,346	△7,200	1,561,146
22 市債	4,430,147	15,900	4,446,047
歳入合計	49,660,096	3,133,260	52,793,356

## (歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	249,177	△887	248,290
2 総務費	6,669,670	2,645,218	9,314,888
3 民生費	15,245,567	68,942	15,314,509
4 衛生費	4,760,686	27,839	4,788,525
5 労働費	183,453	2,232	185,685
6 農林水産業費	1,006,045	10,906	1,016,951
7 商工費	2,053,063	49,163	2,102,226
8 土木費	4,820,288	64,520	4,884,808
9 消防費	1,555,670	6,007	1,561,677
10 教育費	3,803,851	259,320	4,063,171
歳 出 合 計	49,660,096	3,133,260	52,793,356

補正額の財源内訳			
特 定	財		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			△887
16,792		1,019,167	1,609,259
102,876		△20,340	△13,594
19,725		521	7,593
			2,232
3,591			7,315
27,901			21,262
			64,520
			6,007
122,971	15,900	1,141	119,308
293,856	15,900	1,000,489	1,823,015

## 2 歳 入

1 3 款 分担金及び負担金（補正額 △9,144千円：補正後の額 241,194千円）

2 項 負担金（補正額 △9,144千円：補正後の額 241,151千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 民生費負担金	246,529	△9,144	237,385
計	250,295	△9,144	241,151

1 4 款 使用料及び手数料（補正額 △3,996千円：補正後の額 547,076千円）

1 項 使用料（補正額 △3,996千円：補正後の額 185,385千円）

2 民生使用料	54,186	△3,996	50,190
計	189,381	△3,996	185,385

1 5 款 国庫支出金（補正額 292,865千円：補正後の額 8,107,026千円）

2 項 国庫補助金（補正額 292,865千円：補正後の額 3,485,242千円）

1 総務費国庫補助金	792,373	289,734	1,082,107
6 教育費国庫補助金	200,330	3,131	203,461
計	3,192,377	292,865	3,485,242

1 6 款 県支出金（補正額 991千円：補正後の額 3,090,312千円）

2 項 県補助金（補正額 991千円：補正後の額 1,053,217千円）

4 農林水産業費県補助金	383,067	991	384,058
計	1,052,226	991	1,053,217

1 7 款 財産収入（補正額 641千円：補正後の額 61,696千円）

1 項 財産運用収入（補正額 641千円：補正後の額 61,683千円）

2 利子及び配当金	4,999	641	5,640
-----------	-------	-----	-------

節		金額	説明	金額
区分				
2	児童福祉費負担金	千円 △9,144	私立保育園運営費負担金	千円 △9,144

3	児童福祉使用料	△3,996	公立保育所使用料	△3,996

1	総務管理費補助金	289,734	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	289,734
3	保健体育費補助金	3,131	学校施設環境改善交付金	3,131

1	農業費補助金	991	環境保全型農業拡大緊急支援事業補助金	991

2	基金運用収入	641	財政調整基金収入	641
---	--------	-----	----------	-----

1 3 款 分担金及び負担金    1 4 款 使用料及び手数料    1 5 款 国庫支出金    1 6 款 県支出金  
1 7 款 財産収入



17款 財産収入（補正額 641千円：補正後の額 61,696千円）

1項 財産運用収入（補正額 641千円：補正後の額 61,683千円）

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
計	61,042	641	61,683

18款 寄附金（補正額 1,019,327千円：補正後の額 1,617,271千円）

1項 寄附金（補正額 1,019,327千円：補正後の額 1,617,271千円）

1 総務費寄附金	584,564	1,017,665	1,602,229
3 教育費寄附金	2,278	1,141	3,419
6 衛生費寄附金		521	521
計	597,944	1,019,327	1,617,271

19款 繰入金（補正額 1,823,876千円：補正後の額 6,564,726千円）

1項 特別会計繰入金（補正額 861千円：補正後の額 22,995千円）

1 水道事業会計繰入金	22,134	340	22,474
2 下水道事業会計繰入金		521	521
計	22,134	861	22,995

19款 繰入金（補正額 1,823,876千円：補正後の額 6,564,726千円）

2項 基金繰入金（補正額 1,823,015千円：補正後の額 6,541,731千円）

1 財政調整基金繰入金	4,429,342	1,823,015	6,252,357
計	4,718,716	1,823,015	6,541,731

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円

1 総務費寄附金	1,017,665	一般寄附金 ふるさと三条応援寄附金 被災地支援寄附金	49 1,016,730 886
1 教育費寄附金	1,141	教育振興寄附金	1,141
1 衛生費寄附金	521	食育推進寄附金	521

1 水道事業会計繰入金	340	水道事業会計繰入金	340
1 下水道事業会計繰入金	521	下水道事業会計繰入金	521

1 財政調整基金繰入金	1,823,015	財政調整基金繰入金	1,823,015

17款 財産収入 18款 寄附金 19款 繰入金

2 1 款 諸収入（補正額 △7,200千円：補正後の額 1,561,146千円）  
 5 項 雑入（補正額 △7,200千円：補正後の額 410,809千円）

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 雑入	418,009	△7,200	410,809
計	418,009	△7,200	410,809

2 2 款 市債（補正額 15,900千円：補正後の額 4,446,047千円）  
 1 項 市債（補正額 15,900千円：補正後の額 4,446,047千円）

7 教育債	333,500	15,900	349,400
計	4,430,147	15,900	4,446,047

節		説	明
区 分	金 額		
1 実費徴収金	千円 △7,200	保育所等副食費実費徴収金	千円 △7,200

4 保健体育債	15,900	学校給食調理場整備事業費充当債	15,900

2 1 款 諸収入 2 2 款 市債

### 3 歳 出

1 款 議会費（補正額 △887千円：補正後の額 248,290千円）

1 項 議会費（補正額 △887千円：補正後の額 248,290千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	千円 249,177	千円 △887	千円 248,290	千円	千円	千円	千円 △887
計	249,177	△887	248,290				△887

2 款 総務費（補正額 2,645,218千円：補正後の額 9,314,888千円）

1 項 総務管理費（補正額 2,619,951千円：補正後の額 8,551,291千円）

1 一般管理費	1,791,247	67,199	1,858,446			1,747 寄附金 886 繰入金 861	65,452
4 財産管理費	501,614	17,667	519,281				17,667
5 財政調整基金費	587,331	1,017,420	1,604,751			1,017,420 財産収入 641 寄附金 1,016,779	
7 高等教育機関費	602,598	5,760	608,358				5,760
8 まちづくり推進費	1,757,170	1,495,113	3,252,283				1,495,113

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給料	△477	010 職員人件費（人事課）	△1,377
		2 一般職給	△477
3 職員手当等	△410	3 期末手当	△646
		3 勤勉手当	△254
		020 議会活動費（議会事務局）	490
		3 議員期末手当	490

2 給料	△8,694	010 職員人件費（人事課）	36,435
		2 一般職給	△8,694
3 職員手当等	48,876	3 勤勉手当	2,355
		3 退職手当	46,521
4 共済費	△3,747	4 共済組合負担金	△3,747
10 需用費	24,490	090 一般経費（行政課）	886
		25 災害見舞金	886
11 役務費	5,388	165 新型コロナウイルス感染者等生活支援事業費（地域経営課）	29,878
		10 消耗品費	24,490
25 寄附金	886	11 運搬料	5,388
10 需用費	17,667	010 庁舎管理費（行政課）	16,773
		10 燃料費	1,108
		10 電気使用料	11,749
		10 ガス使用料	3,916
		040 厚生福祉会館費（行政課）	894
		10 電気使用料	508
		10 ガス使用料	386
24 積立金	1,017,420	010 財政調整基金費（財務課）	1,017,420
		24 財政調整基金積立金	1,017,420
18 負担金、補助及び交付金	5,760	010 三条市立大学運営費（行政課）	5,760
		18 三条市立大学奨学金事業負担金	5,760
7 報償費	900,000	010 ふるさと三条応援寄附金推進事業費（営業戦略室）	1,490,177
		7 報償品購入費	900,000

1 款 議会費      2 款 総務費

2 款 総務費（補正額 2,645,218千円：補正後の額 9,314,888千円）

1 項 総務管理費（補正額 2,619,951千円：補正後の額 8,551,291千円）

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
12 交通対策費	96,819	16,792	113,611	16,792 国庫支出金 16,792			
計	5,931,340	2,619,951	8,551,291	16,792		1,019,167	1,583,992

2 款 総務費（補正額 2,645,218千円：補正後の額 9,314,888千円）

2 項 徴税費（補正額 25,267千円：補正後の額 393,869千円）

1 税務総務費	260,666	7,217	267,883				7,217
2 賦課徴収費	107,766	18,050	125,816				18,050
計	368,602	25,267	393,869				25,267

3 款 民生費（補正額 68,942千円：補正後の額 15,314,509千円）

1 項 社会福祉費（補正額 67,745千円：補正後の額 7,190,464千円）

1 社会福祉総務費	1,603,872	5,156	1,609,028				5,156
3 障がい者福祉費	2,546,118	12,880	2,558,998	12,880 国庫支出金 12,880			
4 老人福祉費	2,954,150	49,709	3,003,859	48,770 国庫支出金			939

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
11 役務費	382,640	11 手数料	382,640
12 委託料	212,473	12 電話対応業務委託料	23,925
		12 運搬業務等委託料	161,040
		12 証明書発行業務委託料	22,572
		100 地域間交流施設等費（地域経営課）	4,936
		12 指定管理料	4,936
18 負担金、補助 及び交付金	16,792	050 原油価格・物価高騰対応交通事業者支援事業費（環境課）	16,792
		18 原油価格・物価高騰対応交通事業者支援金	16,792

2 給料	3,364	010 職員人件費（人事課）	7,217
3 職員手当等	1,592	2 一般職給	3,364
		3 期末手当	505
		3 勤勉手当	1,087
4 共済費	2,261	4 共済組合負担金	2,261
12 委託料	18,050	010 賦課事務費（税務課）	18,050
		12 データ入力委託料	18,050

12 委託料	5,156	060 総合福祉センター費（福祉課）	5,156
		12 指定管理料	5,156
18 負担金、補助 及び交付金	12,880	065 原油価格・物価高騰対応障がい者福祉事業者支援事業費（福祉課）	12,880
		18 原油価格・物価高騰対応障がい者福祉事業者支援金	12,880
12 委託料	939	080 高齢者福祉施設費（高齢介護課）	939
		12 指定管理料	939

2 款 総務費 3 款 民生費



3 款 民生費（補正額 68,942千円：補正後の額 15,314,509千円）  
 1 項 社会福祉費（補正額 67,745千円：補正後の額 7,190,464千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
				48,770			
計	7,122,719	67,745	7,190,464	61,650			6,095

3 款 民生費（補正額 68,942千円：補正後の額 15,314,509千円）  
 2 項 児童福祉費（補正額 △2,072千円：補正後の額 7,183,316千円）

1 児童福祉総務費	793,761	△6,326	787,435				△6,326
4 特定教育・保育施設費	4,289,970	3,137	4,293,107	41,226 国庫支出金 41,226		△20,340 分担金及び負担金 △9,144 使用料及び手数料 △3,996 諸収入 △7,200	△17,749
5 児童福祉施設費	402,380	1,097	403,477				1,097

節		説明	明
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	千円 48,770	098 原油価格・物価高騰対応高齢者福祉事業者支援事業費（高齢介護課） .....	千円 48,770
		18 原油価格・物価高騰対応高齢者福祉事業者支援金	48,770

2 給料	△3,768	010 職員人件費（人事課） .....	△6,326
3 職員手当等	△1,183	2 一般職給	△3,768
4 共済費	△1,375	3 期末手当	△863
		3 勤勉手当	△320
		4 共済組合負担金	△1,375
1 報酬	△20,560	010 職員人件費（人事課） .....	△28,462
2 給料	△6,437	1 一般任用職員報酬	△20,560
3 職員手当等	1,023	2 一般職給	△7,536
4 共済費	△2,488	2 一般任用職員給	1,099
		3 期末手当	△2,126
		3 勤勉手当	3,149
		4 共済組合負担金	△2,488
10 需用費	9,202	020 公立保育所管理費（教育総務課） .....	9,202
		10 電気使用料	5,331
		10 ガス使用料	3,871
17 備品購入費	336	040 公立保育所運営費（子育て支援課） .....	336
		17 保育所器具購入費	336
18 負担金、補助及び交付金	22,061	050 私立保育園運営費（子育て支援課） .....	15,276
		18 私立保育園送迎用車両安全対策費補助金	336
		18 私立保育園副食費無償化事業補助金	11,610
		18 地域型保育施設副食費無償化事業補助金	900
		18 私立保育園光熱費高騰対応支援金	2,280
		18 地域型保育施設光熱費高騰対応支援金	150
		060 広域入所委託事業費（子育て支援課） .....	360
		18 広域入所副食費無償化事業補助金	360
		070 認定こども園運営費（子育て支援課） .....	6,425
		18 認定こども園送迎用車両安全対策費補助金	839
		18 認定こども園給食費無償化事業補助金	4,866
		18 認定こども園光熱費高騰対応支援金	720
12 委託料	761	040 児童館等施設運営費（子育て支援課） .....	425
		12 指定管理料	89
17 備品購入費	336	17 児童館等器具購入費	336

3 款 民生費

3款 民生費（補正額 68,942千円：補正後の額 15,314,509千円）

2項 児童福祉費（補正額 △2,072千円：補正後の額 7,183,316千円）

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
6 児童遊園費	5,516	20	5,536				20
計	7,185,388	△2,072	7,183,316	41,226		△20,340	△22,958

3款 民生費（補正額 68,942千円：補正後の額 15,314,509千円）

3項 生活保護費（補正額 3,269千円：補正後の額 932,861千円）

1 生活保護総務費	60,700	3,269	63,969				3,269
計	929,592	3,269	932,861				3,269

4款 衛生費（補正額 27,839千円：補正後の額 4,788,525千円）

1項 保健衛生費（補正額 2,562千円：補正後の額 3,072,641千円）

1 保健衛生総務費	671,286	796	672,082			寄附金 521	275
5 環境衛生費	356,760	1,766	358,526			521	1,766

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
		050 子育て拠点施設費（子育て支援課）……………	672
		12 指定管理料	672
10 需用費	20	010 児童遊園費（建設課）……………	20
		10 電気使用料	20

1 報酬	△2,520	010 職員人件費（人事課）……………	3,269
		1 一般任用職員報酬	△2,520
2 給料	2,963	2 一般職給	2,963
		3 期末手当	963
3 職員手当等	1,577	3 勤勉手当	614
		4 共済組合負担金	1,249
4 共済費	1,249		

1 報酬	561	010 職員人件費（人事課）……………	△1,529
		1 一般任用職員報酬	561
2 給料	△998	2 一般職給	△998
		3 期末手当	△481
3 職員手当等	241	3 勤勉手当	722
		4 共済組合負担金	△1,333
4 共済費	△1,333	040 保健センター費（健康づくり課）……………	1,804
		10 電気使用料	1,247
10 需用費	2,092	10 ガス使用料	557
		060 食育推進事業費（健康づくり課）……………	521
17 備品購入費	233	10 消耗品費	288
		17 庁用器具費	233
10 需用費	185	010 火葬場費（市民窓口課）……………	1,581
		12 指定管理料	1,581
12 委託料	1,581	050 環境啓発施設費（環境課）……………	185

3 款 民生費 4 款 衛生費

4 款 衛生費（補正額 27,839千円：補正後の額 4,788,525千円）  
 1 項 保健衛生費（補正額 2,562千円：補正後の額 3,072,641千円）

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
計	3,070,079	2,562	3,072,641			521	2,041

4 款 衛生費（補正額 27,839千円：補正後の額 4,788,525千円）  
 2 項 清掃費（補正額 25,277千円：補正後の額 1,715,884千円）

1 清掃総務費	73,133	△7,800	65,333				△7,800
2 塵芥処理費	1,377,857	19,725	1,397,582	19,725 国庫支出金 19,725			
3 し尿処理費	239,617	13,352	252,969				13,352
計	1,690,607	25,277	1,715,884	19,725			5,552

5 款 労働費（補正額 2,232千円：補正後の額 185,685千円）  
 1 項 労働諸費（補正額 2,232千円：補正後の額 185,685千円）

1 勤労青少年 ホーム費	22,586	1,046	23,632				1,046
2 労働諸費	160,867	1,186	162,053				1,186
計	183,453	2,232	185,685				2,232

節		説 明	千円
区 分	金 額		
	千円	10 電気使用料	185

2 給料	△3,571	010 職員人件費（人事課）	△7,800
		2 一般職給	△4,627
3 職員手当等	△2,269	2 一般任用職員給	1,056
		3 期末手当	△1,276
4 共済費	△1,960	3 勤勉手当	△993
		4 共済組合負担金	△1,960
18 負担金、補助及び交付金	19,725	080 原油価格・物価高騰対応廃棄物収集運搬事業者支援事業費（環境課）	19,725
		18 原油価格・物価高騰対応廃棄物収集運搬事業者支援金	19,725
10 需用費	13,352	020 汚泥再生処理センター費（環境課）	13,352
		10 電気使用料	13,352

12 委託料	1,046	010 勤労青少年ホーム費（商工課）	1,046
		12 指定管理料	1,046
2 給料	678	010 職員人件費（人事課）	1,186
		2 一般職給	678
3 職員手当等	367	3 期末手当	214
		3 勤勉手当	153
4 共済費	141	4 共済組合負担金	141

4 款 衛生費      5 款 労働費

6 款 農林水産業費（補正額 10,906千円：補正後の額 1,016,951千円）

1 項 農業費（補正額 10,733千円：補正後の額 948,731千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 農業委員会費	千円 63,101	千円 2,842	千円 65,943	千円	千円	千円	千円 2,842
2 農業総務費	82,107	3,310	85,417				3,310
3 農業振興費	621,782	4,247	626,029	3,591 国庫支出金 2,600 県支出金 991			656
4 農地費	171,008	334	171,342				334
計	937,998	10,733	948,731	3,591			7,142

6 款 農林水産業費（補正額 10,906千円：補正後の額 1,016,951千円）

2 項 林業費（補正額 173千円：補正後の額 67,621千円）

3 林道整備事業費	15,343	173	15,516				173
計	67,448	173	67,621				173

7 款 商工費（補正額 49,163千円：補正後の額 2,102,226千円）

1 項 商工費（補正額 49,163千円：補正後の額 2,102,226千円）

1 商工総務費	182,625	△1,579	181,046				△1,579
---------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
2 給料	1,661	010 職員人件費（人事課）	2,842
		2 一般職給	1,661
3 職員手当等	763	3 期末手当	476
		3 勤勉手当	287
4 共済費	418	4 共済組合負担金	418
2 給料	1,744	010 職員人件費（人事課）	3,310
		2 一般職給	1,744
3 職員手当等	631	3 勤勉手当	631
		4 共済組合負担金	935
4 共済費	935		
10 需用費	15	050 農業環境保全推進事業費（農林課）	991
		18 環境保全型農業拡大緊急支援事業補助金	991
12 委託料	641	070 農業振興施設費（農林課）	656
		10 電気使用料	15
18 負担金、補助及び交付金	3,591	12 指定管理料	641
		075 原油価格・物価高騰対応農業者支援事業費（農林課）	2,600
		18 原油価格・物価高騰対応畜産事業者支援金	2,600
10 需用費	287	040 一般経費（農林課）	334
		10 電気使用料	287
12 委託料	47	12 揚水施設等管理委託料	47

3 職員手当等	173	010 職員人件費（人事課）	173
		3 勤勉手当	173

1 報酬	2,000	010 職員人件費（人事課）	△1,604
		1 一般任用職員報酬	2,000
2 給料	△1,973	2 一般職給	△1,973

6 款 農林水産業費 7 款 商工費



7款 商工費（補正額 49,163千円：補正後の額 2,102,226千円）

1項 商工費（補正額 49,163千円：補正後の額 2,102,226千円）

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
2 商工振興費	1,662,004	29,481	1,691,485	27,901 国庫支出金 27,901			1,580
4 観光費	194,964	21,200	216,164				21,200
5 露店市場費	5,049	61	5,110				61
計	2,053,063	49,163	2,102,226	27,901			21,262

8款 土木費（補正額 64,520千円：補正後の額 4,884,808千円）

1項 土木管理費（補正額 △7,338千円：補正後の額 482,499千円）

1 土木総務費	487,024	△7,338	479,686				△7,338
計	489,837	△7,338	482,499				△7,338

節		明 説	
区 分	金 額		
	千円		千円
3 職員手当等	△770	3 期末手当	△770
		4 共済組合負担金	△861
4 共済費	△861	040 工業団地等費（商工課）……………	14
		12 指定管理料	14
12 委託料	14	050 昭栄地区公共施設費（商工課）……………	11
		18 パルム上空通路電気料負担金	11
18 負担金、補助及び交付金	11		
10 需用費	100	100 三条鍛冶道場費（商工課）……………	171
		12 指定管理料	171
12 委託料	2,381	110 ものづくり拠点施設費（商工課）……………	1,409
		12 指定管理料	1,409
18 負担金、補助及び交付金	27,000	140 原油価格・物価高騰対応企業支援事業費（商工課）……………	27,901
		10 消耗品費	100
		12 補助金等受付業務委託料	801
		18 原油価格・物価高騰対応運送事業者等支援金	27,000
10 需用費	80	020 観光施設費（営業戦略室）……………	21,200
		10 電気使用料	80
12 委託料	21,120	12 指定管理料	21,120
10 需用費	61	010 露店市場運営事業費（営業戦略室）……………	61
		10 電気使用料	61

2 給料	△3,334	010 職員人件費（人事課）……………	△7,338
		2 一般職給	△3,334
3 職員手当等	△2,354	3 期末手当	△2,047
		3 勤勉手当	△307
4 共済費	△1,650	4 共済組合負担金	△1,650

7 款 商工費 8 款 土木費

8款 土木費（補正額 64,520千円：補正後の額 4,884,808千円）  
 2項 道路橋梁費（補正額 48,064千円：補正後の額 1,899,278千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 道路橋梁総務費	116,179	4,162	120,341				4,162
2 道路維持費	452,319	382	452,701				382
6 雪害防除費	620,958	43,520	664,478				43,520
計	1,851,214	48,064	1,899,278				48,064

8款 土木費（補正額 64,520千円：補正後の額 4,884,808千円）  
 3項 河川費（補正額 726千円：補正後の額 378,288千円）

2 用悪水路費	80,536	726	81,262				726
計	377,562	726	378,288				726

8款 土木費（補正額 64,520千円：補正後の額 4,884,808千円）  
 4項 都市計画費（補正額 22,722千円：補正後の額 2,017,336千円）

1 都市計画総務費	32,044	7,857	39,901				7,857
3 公園費	128,185	675	128,860				675
4 緑化推進費	54,720	57	54,777				57

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
10 需用費	4,162	010 道路管理費（建設課） .....	36
		10 電気使用料	36
		020 街灯管理費（建設課） .....	4,126
		10 電気使用料	4,126
10 需用費	382	010 道路維持費（建設課） .....	382
		10 電気使用料	382
10 需用費	19,040	030 消雪施設管理費（建設課） .....	43,520
		10 電気使用料	19,040
18 負担金、補助 及び交付金	24,480	18 消雪パイプ電気使用料負担金	480
		18 市道消雪施設稼働費補助金	24,000

10 需用費	726	010 用悪水路管理費（建設課） .....	726
		10 電気使用料	726

2 給料	4,487	010 職員人件費（人事課） .....	7,740
		2 一般職給	4,487
3 職員手当等	1,808	3 期末手当	1,076
		3 勤勉手当	732
4 共済費	1,445	4 共済組合負担金	1,445
10 需用費	117	020 駅前広場管理費（建設課） .....	117
		10 電気使用料	117
12 委託料	675	010 公園施設管理費（建設課） .....	675
		12 指定管理料	675
10 需用費	57	020 緑地管理費（建設課） .....	57
		10 電気使用料	57

8 款 土木費

8 款 土木費（補正額 64,520千円：補正後の額 4,884,808千円）

4 項 都市計画費（補正額 22,722千円：補正後の額 2,017,336千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 下水道費	千円 1,608,422	千円 13,078	千円 1,621,500	千円	千円	千円	千円 13,078
6 荒町ポンプ場費	58,243	1,055	59,298				1,055
計	1,994,614	22,722	2,017,336				22,722

8 款 土木費（補正額 64,520千円：補正後の額 4,884,808千円）

5 項 住宅費（補正額 346千円：補正後の額 107,407千円）

1 住宅管理費	107,061	346	107,407				346
計	107,061	346	107,407				346

9 款 消防費（補正額 6,007千円：補正後の額 1,561,677千円）

1 項 消防費（補正額 6,007千円：補正後の額 1,561,677千円）

1 常備消防費	1,312,192	5,624	1,317,816				5,624
2 非常備消防費	163,262	199	163,461				199
5 災害対策費	62,349	184	62,533				184
計	1,555,670	6,007	1,561,677				6,007

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
27 繰出金	13,078	010 下水道事業会計繰出金（上下水道課）……………	13,078
		27 下水道事業会計繰出金	13,078
2 給料	239	010 職員人件費（人事課）……………	239
		2 一般職給	239
10 需用費	816	020 荒町ポンプ場費（上下水道課）……………	816
		10 電気使用料	785
		10 ガス使用料	31

2 給料	346	010 職員人件費（人事課）……………	346
		2 一般職給	346

3 職員手当等	1,994	010 職員人件費（人事課）……………	1,994
		3 勤勉手当	1,994
10 需用費	3,630	030 消防庁舎管理費（消防本部総務課）……………	3,630
		10 電気使用料	3,426
		10 ガス使用料	204
10 需用費	199	030 消防団車両管理費（消防本部総務課）……………	199
		10 燃料費	199
10 需用費	184	010 災害対策事業費（行政課）……………	184
		10 電気使用料	184

8 款 土木費 9 款 消防費

10款 教育費（補正額 259,320千円：補正後の額 4,063,171千円）

1項 教育総務費（補正額 13,836千円：補正後の額 811,042千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 事務局費	千円 402,324	千円 13,668	千円 415,992	千円	千円	千円	千円 13,668
6 幼児教育推進費	3,688	168	3,856				168
計	797,206	13,836	811,042				13,836

10款 教育費（補正額 259,320千円：補正後の額 4,063,171千円）

2項 小学校費（補正額 22,154千円：補正後の額 540,263千円）

1 学校管理費	443,570	22,154	465,724				22,154
計	518,109	22,154	540,263				22,154

10款 教育費（補正額 259,320千円：補正後の額 4,063,171千円）

3項 中学校費（補正額 5,650千円：補正後の額 239,707千円）

1 学校管理費	174,514	4,849	179,363				4,849
2 教育振興費	59,543	801	60,344			801	

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
2 給料	3,768	010 職員人件費（人事課）	7,796
		2 一般職給	3,768
3 職員手当等	2,421	3 期末手当	1,072
		3 勤勉手当	1,349
4 共済費	1,607	4 共済組合負担金	1,607
17 備品購入費	5,872	050 スクールバス運行費（学校教育課）	5,872
		17 校用器具費	5,872
17 備品購入費	168	010 幼児教育推進事業費（子育て支援課）	168
		17 庁用器具費	168

2 給料	1,234	010 職員人件費（人事課）	3,310
		2 一般職給	2,256
3 職員手当等	827	2 一般任用職員給	△1,022
		3 勤勉手当	827
4 共済費	1,249	4 共済組合負担金	1,249
10 需用費	18,844	020 小学校管理費（教育総務課）	18,844
		10 燃料費	4,945
		10 電気使用料	10,637
		10 ガス使用料	3,262

4 共済費	△357	010 職員人件費（人事課）	△357
		4 共済組合負担金	△357
10 需用費	5,206	020 中学校管理費（教育総務課）	5,206
		10 燃料費	2,216
		10 電気使用料	1,950
		10 ガス使用料	1,040
10 需用費	60	020 教育活動費（教育総務課）	801
		10 消耗品費	60

10款 教育費



10款 教育費（補正額 259,320千円：補正後の額 4,063,171千円）  
 3項 中学校費（補正額 5,650千円：補正後の額 239,707千円）

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
						寄附金 801	
計	234,057	5,650	239,707			801	4,849

10款 教育費（補正額 259,320千円：補正後の額 4,063,171千円）  
 4項 小中一体校費（補正額 7,873千円：補正後の額 343,179千円）

1 学校管理費	235,606	7,533	243,139				7,533
2 教育振興費	99,700	340	100,040			寄附金 340 340	
計	335,306	7,873	343,179			340	7,533

10款 教育費（補正額 259,320千円：補正後の額 4,063,171千円）  
 5項 幼稚園費（補正額 2,086千円：補正後の額 5,309千円）

1 幼稚園費	3,223	2,086	5,309	1,582 国庫支出金 1,582			504
計	3,223	2,086	5,309	1,582			504

10款 教育費（補正額 259,320千円：補正後の額 4,063,171千円）  
 6項 社会教育費（補正額 6,014千円：補正後の額 991,021千円）

1 社会教育総務費	157,521	△2,166	155,355				△2,166
-----------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節		説明	
区分	金額		
17 備品購入費	千円 741	17 教材購入費	千円 741

3 職員手当等	124	010 職員人件費（人事課）	124
		3 勤勉手当	124
10 需用費	7,287	020 小中一体校管理費（教育総務課）	7,409
		10 燃料費	4,264
18 負担金、補助及び交付金	122	10 ガス使用料	3,023
		18 グラウンド夜間照明設備電気料負担金	122
10 需用費	40	020 教育活動費（教育総務課）	340
		10 消耗品費	40
17 備品購入費	300	17 教材購入費	300

18 負担金、補助及び交付金	2,086	010 私立幼稚園運営費（子育て支援課）	2,086
		18 私立幼稚園送迎用車両安全対策費補助金	504
		18 私立幼稚園給食費無償化事業補助金	1,282
		18 私立幼稚園光熱費高騰対応支援金	300

1 報酬	467	010 職員人件費（人事課）	△2,166
		1 一般任用職員報酬	467
2 給料	△1,910	2 一般職給	△1,910

10款 教育費

10款 教育費（補正額 259,320千円：補正後の額 4,063,171千円）  
 6項 社会教育費（補正額 6,014千円：補正後の額 991,021千円）

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
2 社会教育振興費	695,085	2,100	697,185				2,100
3 公民館費	120,818	5,254	126,072				5,254
4 青少年育成センター費	11,583	826	12,409				826
計	985,007	6,014	991,021				6,014

10款 教育費（補正額 259,320千円：補正後の額 4,063,171千円）  
 7項 保健体育費（補正額 201,707千円：補正後の額 1,132,650千円）

1 保健体育総務費	49,881	541	50,422				541
3 体育施設費	320,498	16,409	336,907				16,409
4 学校給食費	499,624	184,757	684,381	121,389 国庫支出金 121,389	15,900 市債 15,900		47,468
計	930,943	201,707	1,132,650	121,389	15,900		64,418

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
3 職員手当等	△723	3 期末手当 3 勤勉手当	△510 △213
10 需用費	132	030 生涯学習施設費（生涯学習課）……………	2,100
12 委託料	1,968	10 電気使用料 12 指定管理料	132 1,968
10 需用費	5,109	010 公民館運営費（生涯学習課）……………	145
12 委託料	145	12 指定管理料 020 公民館管理費（生涯学習課）……………	145 5,109
		10 燃料費 10 電気使用料 10 ガス使用料	98 2,696 2,315
18 負担金、補助 及び交付金	826	020 青少年育成センター管理費（子育て支援課）……………	826
		18 青少年育成センター電気料負担金	826

2 給料	541	010 職員人件費（人事課）…………… 2 一般職給	541 541
12 委託料	16,409	010 社会体育施設費（健康づくり課）…………… 12 指定管理料	16,409 16,409
10 需用費	31,251	010 学校給食調理場運営費（教育総務課）…………… 18 原油価格・物価高騰対応学校給食負担金	129,042 129,042
12 委託料	2,464	020 学校給食調理場管理費（教育総務課）…………… 10 燃料費	31,251 1,790
14 工事請負費	22,000	10 電気使用料 10 ガス使用料	7,539 21,922
18 負担金、補助 及び交付金	129,042	030 学校給食調理場整備費（教育総務課）…………… 12 実施設計委託料 14 工事請負費	24,464 2,464 22,000

10款 教育費

# 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	3		27,732	8,771 (3.30)	4,960	41,463	5,297	46,760
	議 員	22	102,072		32,282 (3.30)		134,354	32,590	166,944
	その他の 特別職	3,561	156,239				156,239		156,239
	計	3,586	258,311	27,732	41,053	4,960	332,056	37,887	369,943
補正前	長 等	3		27,732	8,638 (3.25)	89	36,459	5,297	41,756
	議 員	22	102,072		31,792 (3.25)		133,864	32,590	166,454
	その他の 特別職	3,561	156,239				156,239		156,239
	計	3,586	258,311	27,732	40,430	89	326,562	37,887	364,449
比 較	長 等				133 (0.05)	4,871	5,004		5,004
	議 員				490 (0.05)		490		490
	その他の 特別職								
	計				623	4,871	5,494		5,494

## 2 一般職

### (1) 総括

ア 一般任用職員等以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職員手当(千円)	計 (千円)			
補正後	680	2,433,052	1,831,877	4,264,929	795,486	5,060,415	
補正前	690	2,444,322	1,779,609	4,223,931	799,952	5,023,883	
比 較	△ 10	△ 11,270	52,268	40,998	△ 4,466	36,532	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
		補正後	74,952	47,660	36,307		589	175,199	
	補正前	74,952	47,660	36,307		589	175,199		
	比 較								
内 訳	区 分	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	合 計 (千円)	
	補正後	20,753	58,939	42,669	531,810	413,195	429,804	1,831,877	
	補正前	20,753	58,939	42,669	533,302	401,085	388,154	1,779,609	
	比 較				△ 1,492	12,110	41,650	52,268	

イ 一般任用職員等

区 分	職員数 (人)	給 与 費			合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)		
補正後	866 (310)	1,089,833 (602,254)	70,427 (70,427)	219,914 (124,946)	1,380,174 (797,627)	
補正前	869 (313)	1,109,885 (622,306)	69,294 (69,294)	222,968 (128,000)	1,402,147 (819,600)	
比 較	△ 3 (△3)	△ 20,052 (△20,052)	1,133 (1,133)	△ 3,054 (△3,054)	△ 21,973 (△21,973)	

職員 手当 等の 内 訳	区 分	費用弁償	通勤手当	時間外勤務 手当	宿日直手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	期末手当	合 計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	31,498 (14,699)	1,847 (1,847)	848 (848)		645 (645)	493 (493)	184,583 (106,414)	219,914 (124,946)
	補正前	31,498 (14,699)	1,847 (1,847)	848 (848)		645 (645)	493 (493)	187,637 (109,468)	222,968 (128,000)
	比 較							△ 3,054 (△3,054)	△ 3,054 (△3,054)

※2の表において、「一般任用職員等」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2に基づく会計年度任用職員をいう。

※(1)イの表において、下段( )書きは月額で報酬又は給料を支給する職員の人数及び当該職員の給与費をいい、上段の内書きとする。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

ア 一般任用職員等以外の職員

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	△ 11,270	給与改定に伴う増減分	11,304		給与改定の状況 給料の改定率 0.38% 給与改定の実施時期 令和4年4月1日
		その他の増減分	△ 22,574	人事異動、普通退職等に伴うもの	職員数の異動状況 本年度予算 690人 令和4年4月1日職員数 687人 令和4年11月1日職員数 680人
職員手当	52,268	制度改正に伴う増減分	12,110	勤勉手当の改正に伴う増	県に準じ、支給率を改定
		その他の増減分	40,158	人事異動、普通退職等に伴うもの	

イ 一般任用職員等

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説 明	備 考
報 酬	△ 20,052	給与改定に伴う増減分	5,823	給与改定の状況 報酬の改定率 1.70% 給与改定の実施時期 令和4年4月1日
		その他の増減分	△ 25,875	職員配置数の減、育児休業等に伴うもの 職員数の異動状況 本年度予算 832人 令和4年4月1日職員数 824人 令和4年11月1日職員数 827人
給 料	1,133	給与改定に伴う増減分	1,807	給与改定の状況 給料の改定率 2.54% 給与改定の実施時期 令和4年4月1日
		その他の増減分	△ 674	育児休業等に伴うもの 職員数の異動状況 本年度予算 37人 令和4年4月1日職員数 38人 令和4年11月1日職員数 39人
職員手当等	△ 3,054	制度改正に伴う増減分	2,167	期末手当の改正に伴う増 支給率を改定
		その他の増減分	△ 5,221	職員配置数の減、育児休業等に伴うもの

※(2)イの表において、増減額は月額で報酬又は給料を支給する職員の金額とする。

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一 般 行 政 職	技 能 労 務 職	消 防 職	
令和4年11月1日現在 (改定後)	平均給料月額(円)	277,912	294,924	313,226
	平均給与月額(円)	316,679	318,058	399,679
	平均年齢(歳)	42.00	54.60	41.40
令和4年11月1日現在 (改定前)	平均給料月額(円)	276,805	294,335	312,010
	平均給与月額(円)	315,514	317,451	398,235
	平均年齢(歳)	42.00	54.60	41.40

イ 初任給

区 分	一 般 行 政 職 (円)	技 能 労 務 職 (円)	消 防 職 (円)	国 の 制 度				
				区分	行政職(一)(円)	行政職(二)(円)	公安職(一)(円)	
改定後	高校卒	154,600	151,900	174,500	一般職	154,600	151,900	178,000
	大学卒	185,200		214,900	総合職 一般職	198,500 185,200		223,100 214,900
改定前	高校卒	150,600	147,900	169,900	一般職	150,600	147,900	173,400
	大学卒	182,200		211,400	総合職 一般職	195,500 182,200		219,600 211,400

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職			消防職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年11月1日 現在	7級	8	1.7				7級	1	0.7
	6級	28	6.0				6級	1	0.7
	5級	38	8.2	5級	14	22.2	5級	2	1.3
	4級	70	15.0	4級	37	58.7	4級	33	21.8
	3級	145	31.1	3級	2	3.2	3級	63	41.7
	2級	75	16.1	2級			2級	19	12.6
	1級	90	19.3	1級			1級	32	21.2
	一般任用職員相当2級	9	1.9	一般任用職員相当級	10	15.9	再任用職員1級		
	一般任用職員相当1級	3	0.7						
計	466	100.0	計	63	100.0	計	151	100.0	

(級別の基準となる職務)

区 分	一般任用職員相当1級	一般任用職員相当2級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事 Ⅱ類一般任用職員相当	主事 技師 Ⅰ類一般任用職員相当	主事 技師	主事 技師	主任	係長	課長補佐	課長	部長

エ 昇給

区 分		合計	一般行政職	技能労務職	消防職	
補 正 後	職員数(A) (人)	680	466	63	151	
	昇給に係る職員数(B) (人)	554	383	36	135	
	号給数別内訳	1号給(人)	1		1	
		2号給(人)	-			
		3号給(人)	44	41		3
		4号給(人)	509	342	35	132
比率 (B)/(A) (%)	81.5	82.2	57.1	89.4		
補 正 前	職員数(A) (人)	690	474	65	151	
	昇給に係る職員数(B) (人)	562	388	39	135	
	号給数別内訳	1号給(人)	1		1	
		2号給(人)	1	1		
		3号給(人)	47	44		3
		4号給(人)	513	343	38	132
比率 (B)/(A) (%)	81.4	81.9	60.0	89.4		



オ 期末・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級による加算措置	備 考			
	6月(月分)	12月(月分)			6月期末	12月期末	勤勉	
改定後	2.15	2.25	4.40	有	1.225	1.225	0.925	1.025
改定前	2.15	2.15	4.30	有	1.225	1.225	0.925	0.925
国の制度 (支給率等)	2.15	2.25	4.40	有	1.20	1.20	0.95	1.05

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	一 般 行 政 職	技 能 労 務 職	消 防 職
給料総額に対する比率 (%)	0.0320	0.0009	0.1383	0.0753
支給対象職員の比率 (%) (令和4年11月1日現在)	6.76	0.64	7.94	25.17
代表的な特殊勤務手当の名称	清掃手当 救急救命手当 防疫作業手当			

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同 じ	
住居手当	異 なる	(三条市) 月額12,000円を超える家賃の職員に対し、家賃に応じ27,000円を上限として支給 (国) 月額16,000円を超える家賃の職員に対し、家賃に応じ28,000円を上限として支給
通勤手当	異 なる	○ 交通機関利用者 同 じ ○ 交通用具使用者 (三条市) 片道の使用距離に応じて2,900円(2キロメートル以上)から最高44,100円(80キロメートル以上)とし、2キロメートル区分ごとに支給額を定め支給 (国) 片道の使用距離に応じて2,000円(2キロメートル以上)から最高31,600円(60キロメートル以上)とし、5キロメートル区分ごとに支給額を定め支給

令和4年度三条市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和4年度三条市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ138,892千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,577,492千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月5日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 財産収入		千円 698	千円 29	千円 727
	1 財産運用収入	698	29	727
7 繰越金		1	138,863	138,864
	1 繰越金	1	138,863	138,864
歳 入 合 計		8,438,600	138,892	8,577,492

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基金積立金		千円 698	千円 101,322	千円 102,020
	1 基金積立金	698	101,322	102,020
6 諸支出金		11,031	37,570	48,601
	1 償還金及び還付加算金	11,031	37,570	48,601
歳 出 合 計		8,438,600	138,892	8,577,492

国民健康保険事業特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
5 財産収入	698	29	727
7 繰越金	1	138,863	138,864
歳入合計	8,438,600	138,892	8,577,492

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
5 基金積立金	698	101,322	102,020
6 諸支出金	11,031	37,570	48,601
歳 出 合 計	8,438,600	138,892	8,577,492

補正額の財源内訳			
特 定	財		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		29	101,293
			37,570
		29	138,863

## 2 歳 入

5 款 財産収入（補正額 29千円：補正後の額 727千円）

1 項 財産運用収入（補正額 29千円：補正後の額 727千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
1 基金運用収入	千円 698	千円 29	千円 727
計	698	29	727

7 款 繰越金（補正額 138,863千円：補正後の額 138,864千円）

1 項 繰越金（補正額 138,863千円：補正後の額 138,864千円）

1 繰越金	1	138,863	138,864
計	1	138,863	138,864



節		金額	説明	
区分				
1 財政調整基金 収入	千円 29	財政調整基金収入	千円 29	

1 前年度繰越金	138,863	前年度繰越金	138,863	

### 3 歳 出

5 款 基金積立金（補正額 101,322千円：補正後の額 102,020千円）

1 項 基金積立金（補正額 101,322千円：補正後の額 102,020千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 財政調整基金積立金	千円 698	千円 101,322	千円 102,020	千円	千円	千円 29 財産収入 29	千円 101,293
計	698	101,322	102,020			29	101,293

6 款 諸支出金（補正額 37,570千円：補正後の額 48,601千円）

1 項 償還金及び還付加算金（補正額 37,570千円：補正後の額 48,601千円）

5 償還金	1	37,570	37,571				37,570
計	11,031	37,570	48,601				37,570

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
24 積立金	101,322	010 財政調整基金積立金（健康づくり課）……………	101,322
		24 国民健康保険事業財政調整基金積立金	101,322

22 償還金、利子及び割引料	37,570	010 償還金（健康づくり課）……………	37,570
		22 償還金	37,570

令和4年度三条市下水道事業会計補正予算

第1条 令和4年度三条市下水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度三条市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
	千円	千円	千円
第1款 下水道事業収益	2,269,110	13,078	2,282,188
第1項 営業収益	632,141	2,983	635,124
第2項 営業外収益	1,636,969	10,095	1,647,064

支出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
	千円	千円	千円
第1款 下水道事業費用	2,269,110	13,078	2,282,188
第1項 営業費用	1,976,755	13,078	1,989,833

令和4年12月5日提出

三条市長 滝 沢 亮

補正予算に関する説明書第1号

令和4年度三条市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1 下水道事業収益	1 営業収益		千円	千円	千円		千円	
			2,269,110	13,078	2,282,188			
			632,141	2,983	635,124			
	2 営業外収益	2 他会計負担金	210,413	2,983	213,396	他会計負担金	2,983	雨水処理負担金
			1,636,969	10,095	1,647,064			
		2 他会計負担金	1,008,276	10,095	1,018,371	他会計負担金	10,095	汚水処理負担金

支出

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1 下水道事業費用	1 営業費用		千円	千円	千円		千円	
			2,269,110	13,078	2,282,188			
			1,976,755	13,078	1,989,833			
		1 汚水管渠費	58,010	651	58,661	動力費	651	電気使用料
		3 雨水ポンプ場費	41,577	2,983	44,560	動力費	2,983	電気使用料
		4 汚水処理場費	336,036	9,444	345,480	光熱水費 動力費	1,047 8,397	暖房用燃料費 電気使用料

報第 1 号

専決処分報告について

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付に係る経費の執行が急を要するため、令和4年度三条市一般会計補正予算を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和4年12月5日提出

三条市長 滝 沢 亮

# 専 決 処 分 書

## 令和4年度三条市一般会計補正予算

令和4年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ423,336千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,633,825千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和4年10月5日

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 7,364,554	千円 423,336	千円 7,787,890
	2 国庫補助金	2,742,770	423,336	3,166,106
歳入合計		49,210,489	423,336	49,633,825

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		千円 14,822,231	千円 423,336	千円 15,245,567
	1 社会福祉費	6,699,383	423,336	7,122,719
歳出合計		49,210,489	423,336	49,633,825



一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	7,364,554	423,336	7,787,890
歳入合計	49,210,489	423,336	49,633,825

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	14,822,231	423,336	15,245,567
歳 出 合 計	49,210,489	423,336	49,633,825

補正額の財源内訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
423,336			
423,336			

## 2 歳 入

1 5 款 国庫支出金（補正額 423,336千円：補正後の額 7,787,890千円）

2 項 国庫補助金（補正額 423,336千円：補正後の額 3,166,106千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	千円 721,212	千円 423,336	千円 1,144,548
計	2,742,770	423,336	3,166,106

節		金額	説明	金額
区分				
1	社会福祉費補助金	千円 423,336	子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金	千円 423,336

1 5 款 国庫支出金

### 3 歳 出

3 款 民生費（補正額 423,336千円：補正後の額 15,245,567千円）

1 項 社会福祉費（補正額 423,336千円：補正後の額 7,122,719千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	千円 1,180,536	千円 423,336	千円 1,603,872	千円 423,336 国庫支出金 423,336	千円	千円	千円
計	6,699,383	423,336	7,122,719	423,336			

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
10 需用費	546	089 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費（福祉課） .....	423,336
11 役務費	2,790	10 消耗品費	50
		10 印刷製本費	496
18 負担金、補助 及び交付金	420,000	11 通信料	1,848
		11 手数料	942
		18 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	420,000

3款 民生費



専決処分報告について

マイナンバーカードの取得の促進に係る経費の執行が急を要するため、令和4年度三条市一般会計補正予算を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和4年12月5日提出

三条市長 滝 沢 亮

# 専 決 処 分 書

## 令和4年度三条市一般会計補正予算

令和4年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26,271千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,660,096千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和4年11月7日

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 7,787,890	千円 26,271	千円 7,814,161
	2 国庫補助金	3,166,106	26,271	3,192,377
歳 入 合 計		49,633,825	26,271	49,660,096

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 6,643,399	千円 26,271	千円 6,669,670
	3 戸籍住民基本台帳 費	137,827	26,271	164,098
歳 出 合 計		49,633,825	26,271	49,660,096

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	7,787,890	26,271	7,814,161
歳入合計	49,633,825	26,271	49,660,096

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	6,643,399	26,271	6,669,670
歳 出 合 計	49,633,825	26,271	49,660,096

補正額の財源内訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
26,271			
26,271			

## 2 歳 入

1 5 款 国庫支出金（補正額 26,271千円：補正後の額 7,814,161千円）

2 項 国庫補助金（補正額 26,271千円：補正後の額 3,192,377千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	千円 766,102	千円 26,271	千円 792,373
計	3,166,106	26,271	3,192,377



節		説	明
区 分	金 額		
2 戸籍住民基本 台帳費補助金	千円 26,271	マイナンバーカード交付事務費補助金	千円 26,271

15款 国庫支出金

### 3 歳 出

2 款 総務費（補正額 26,271千円：補正後の額 6,669,670千円）

3 項 戸籍住民基本台帳費（補正額 26,271千円：補正後の額 164,098千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 戸籍住民基本台帳費	千円 137,827	千円 26,271	千円 164,098	千円 26,271 国庫支出金 26,271	千円	千円	千円
計	137,827	26,271	164,098	26,271			

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
10 需用費	15,500	020 戸籍住民基本台帳費（市民窓口課） .....	26,271
11 役務費	3,000	10 消耗品費	15,367
12 委託料	7,201	10 印刷製本費	133
13 使用料及び賃借料	145	11 運搬料	3,000
17 備品購入費	425	12 文書等配布委託料	1,400
		12 マイナンバーカード申請支援等業務委託料	5,701
		12 デザイン作成委託料	100
		13 自動車借上料	145
		17 庁用器具費	425

2 款 総務費

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員原田幸雄、西山厚子、原泰雄及び郷睦美は、令和5年3月31日任期満了することとなり、村田洋子は同日をもって辞任するので、その後任委員候補者として次の者を推薦いたしたいので議会の意見を求める。

令和4年12月5日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	西 山 厚 子	
	原 泰 雄	
	郷 睦 美	
	後 藤 美智子	
	島 田 聖 一	

諮第 1 号参考

西山厚子略歴

1 住所

2 生年月日

3 学歴

4 職業

5 主な経歴

原泰雄略歴

1 住所

2 生年月日

3 学歴

4 職業

5 主な経歴

郷 睦 美 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

後 藤 美 智 子 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

## 島田聖一略歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

## 人権擁護委員法（抜粋）

### （委員の設置区域）

第3条 人権擁護委員は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域に置くものとする。

### （委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

### （委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。